

2022年度施行予定の航空法改正について

掲題の件、当連盟は「(一財)日本航空協会」の傘下団体として、主たる事業目的である航空スポーツの健全な普及と発展を継続して図る為に、下記の通りお伝えと併せてお願いを申し上げます。

記

1. 模型飛行機愛好者の声

- (1) 旧来のラジコン機愛好家は、一人で多くの機数を保有しているため、全機登録が必要になると、以下の課題が想定される。
 - ① 旧来のラジコン機はドローンと比べて保有機数が多い。一回に飛ばせるのは一機なので、飛行時間あたりの登録費用負担が大きくなる。
 - ② 200g以上のドローンは商用利用が可能。ドローンとホビーのラジコン機で登録費用が同じなのは、一機当たりの負担額について不公平と感じる。
 - ③ 申請から期間満了に至る時期が保有機数分の複数にわたり、多数の機体保有者にとって更新と支払い手続きの管理負担が過大となる。
- (2) 200g未満のドローンは一部を除いておもちゃとして販売されており、子ども用に購入される事が多い。事業での利活用に向けた制度を子ども向けの玩具にも同様に課す事には、無理があるのではないか。
- (3) クラブやラジコン関係団体に所属しない愛好者の周知不足や無理解、加えて、制度に納得しない者による違反行為が少なからず想定され、運用管理下に置けない飛行によって新制度と実態の乖離が生じる事を、強く懸念する。

2. 制度の実施運用にあたっての申し入れ

- (1) アメリカ方式(FAA/AMA 2021.5.11付)に準じた施行を希望。【当連盟も責任を持って会員への周知と協力依頼を行う】
参考 https://amablog.modelaircraft.org/amagov/2021/05/11/update-to-faa-drone-zone-registration-and-renewal-process/?_ga=2.232684572.2030884912.1621433553-
- (2) どうしても全機登録が必要な場合、申請者が登録手続きの管理をし易くなる様に、機体のモデル名(ニックネーム)の登録を可能として欲しい。
- (3) 登録費用を「商用」と「ホビー」の用途別で区分出来ないのであれば、「自動/自律飛行機能の有無」の機能で分けし、ラジコン模型愛好家に不公平が生じない様、登録方法及び費用の差をつけて欲しい。(自動操縦機能の付かない、ラジコン模型飛行機は、商用利用はほぼ不可能である事から)
- (4) 海外からの一時入国者が飛行させるケースが過去に多々発生しているが、航空法違反とならない為の扱いがどの様になるかも明確にして欲しい。
- (5) 愛好者から新制度の理解を得やすくするために、法改正の目的や求められる手続きが一目で解り易い資料(パンフレット)の提供を願いたい。

以上